

行 経 第 77 号
令和 5 年 3 月 20 日

水戸市監査委員 様

水 戸 市 長

包括外部監査の結果に基づく措置状況について（通知）

このことについて、包括外部監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、通知します。

(参考) 監査の結果に基づく対応状況 (教育委員会所管分を含む。)

監査実施 年度	テーマ	指摘等 の件数	対応状況		
			区分	R 4 年 3 月 2 日 通知 (件数)	R 5 年 3 月 20 日 通知 (件数) ※ () は累計数
R 2 年度	公有財産等の管理に関する 財務事務の執行について	指摘 37 件	措置済み	1 4	1 7 (3 1)
			措置を要しない 理由のあるもの	3	— (3)
			対応中	2 0	3
		意見 24 件	措置済み	4	3 (7)
			措置を要しない 理由のあるもの	2	— (2)
			対応中	1 8	1 5
R 3 年度	外郭団体等に係る財務に関 する事務の執行について	指摘 28 件	措置済み	/	1 6
			措置を要しない 理由のあるもの		1
			対応中		1 1
		意見 25 件	措置済み		9
			措置を要しない 理由のあるもの		1
			対応中		1 5

対応状況については、1 件の指摘・意見に複数の事項が含まれる場合などは、当該指摘・意見中の全ての事項に措置を講じるまで「対応中」として扱うものとする。

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和2年度	所管課 (措置実施課)	財務部財政課																																																
報告書ページ	42	区分別 の番号	指摘事項	1																																															
			意見																																																
指摘事項等 の内容	<p>適正な公有財産台帳及び固定資産台帳を整備すべきこと</p> <p>平成30年度末の公有財産台帳と固定資産台帳の突合を行った。その結果、以下の相違が見られた。相違の内容を調査し、適正に処理する必要がある。</p> <p>公有財産台帳に計上されているが、固定資産台帳に計上されていない土地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>公簿地籍 (㎡)</th> <th>実測地籍 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>酒門老人ホーム敷地</td> <td>谷田町 837-2</td> <td>85.87</td> <td>85.87</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>酒門老人ホーム敷地</td> <td>谷田町 866-3</td> <td>3.77</td> <td>3.77</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>歩道橋敷地残地</td> <td>島田町 3533-1</td> <td>38</td> <td>38.14</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>歩道橋敷地残地</td> <td>島田町 3534-1</td> <td>44</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>原野</td> <td>元石川町 410-5</td> <td>129</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>公共用地</td> <td>内原町 841-3</td> <td>193.78</td> <td>193.78</td> </tr> </tbody> </table> <p>固定資産台帳に計上されているが、公有財産台帳に計上されていない土地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>実測地籍 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑦</td> <td>(記載なし)</td> <td>元吉田町 537-11</td> <td>9.81</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>那珂川整備対策 移転代替地</td> <td>青柳町 4749-1</td> <td>392.27</td> </tr> </tbody> </table>					施設名	所在地	公簿地籍 (㎡)	実測地籍 (㎡)	①	酒門老人ホーム敷地	谷田町 837-2	85.87	85.87	②	酒門老人ホーム敷地	谷田町 866-3	3.77	3.77	③	歩道橋敷地残地	島田町 3533-1	38	38.14	④	歩道橋敷地残地	島田町 3534-1	44	44	⑤	原野	元石川町 410-5	129	129	⑥	公共用地	内原町 841-3	193.78	193.78		施設名	所在地	実測地籍 (㎡)	⑦	(記載なし)	元吉田町 537-11	9.81	⑧	那珂川整備対策 移転代替地	青柳町 4749-1	392.27
		施設名	所在地	公簿地籍 (㎡)	実測地籍 (㎡)																																														
	①	酒門老人ホーム敷地	谷田町 837-2	85.87	85.87																																														
	②	酒門老人ホーム敷地	谷田町 866-3	3.77	3.77																																														
	③	歩道橋敷地残地	島田町 3533-1	38	38.14																																														
	④	歩道橋敷地残地	島田町 3534-1	44	44																																														
	⑤	原野	元石川町 410-5	129	129																																														
	⑥	公共用地	内原町 841-3	193.78	193.78																																														
		施設名	所在地	実測地籍 (㎡)																																															
	⑦	(記載なし)	元吉田町 537-11	9.81																																															
⑧	那珂川整備対策 移転代替地	青柳町 4749-1	392.27																																																

⑨	赤塚周辺整備に伴う公共用地	赤塚1丁目1867-3	178.77
⑩	旧水路	見川4丁目2119	58.58

公有財産台帳に計上されているが、固定資産台帳に計上されていない建物

	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	取得時期
⑪	水戸市役所庁舎等	中央1丁目4-1	40,239.33	2018/11/9
⑫	水戸市役所付属棟	中央1丁目4-1	83.63	2018/11/9
⑬	水戸市役所備蓄倉庫棟	中央1丁目4-1	619.58	2018/11/9

講じた措置の内容等

①, ② :

固定資産台帳への登録が漏れていたため、令和3年度に固定資産台帳への登録を行った。

③～⑤ :

固定資産台帳と公有財産台帳に異なる内容が登録されていたため、令和3年度に固定資産台帳を修正した。

⑥ :

財産の処分を行ったため、令和元年度に公有財産台帳から削除した。

⑦～⑩ :

財産の処分を行ったため、令和元年度に固定資産台帳から削除した。

⑪～⑬ :

固定資産台帳と公有財産台帳に異なる内容が登録されていたため、令和3年度に固定資産台帳を修正した。

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和2年度	所管課 (措置実施課)		財務部財政課		
報告書ページ	43	区分別 の番号	指摘事項	2		
			意見			
指摘事項等 の内容	<p>固定資産台帳価格について、検討すべきこと</p> <p>固定資産台帳において、1つの土地を共同施設として使用する場合、価格の按分が以下のようになされていた。面積等を考慮して、適正に按分する必要がある</p>					
	施設名	所在地	取得時期	取得価額 (円)	面積(m ²)	単価(円)
	① 赤塚出張所敷地	大塚町 1852-2	2007/4/25	44,135,589	46.96	939,855
	② 赤塚出張所敷地	大塚町 1852-2	2007/4/25	44,135,589	1,675.72	26,338
	③ ミオス・テレビ電波障害対策施設	大塚町 1852-2	2007/4/25	44,135,589	12.96	3,405,524
講じた措置 の内容等	<p>①～③：</p> <p>現況は1つの土地を赤塚出張所敷地として一体利用しているため、令和3年度に固定資産台帳の登録内容を以下のとおり修正した。</p>					
	施設名	所在地	取得時期	取得価額 (円)	面積(m ²)	単価(円)
	赤塚出張所敷地	大塚町 1852-2	2007/4/25	44,135,589	1,735.64	25,429

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和2年度	所管課 (措置実施課)	財務部財政課																							
報告書ページ	50	区分別 の番号	指摘事項	3																						
			意見																							
指摘事項等 の内容	<p>適正な公有財産台帳及び固定資産台帳を整備すべきこと</p> <p>平成30年度末の公有財産台帳と固定資産台帳の突合を行った。その結果、以下の相違が見られた。相違の内容を調査し、適正に処理する必要がある。</p> <p>公有財産台帳に計上されているが、固定資産台帳に計上されていない土地</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 30%;">施設名</th> <th style="width: 30%;">所在地</th> <th style="width: 15%;">公簿地籍 (㎡)</th> <th style="width: 20%;">実測地籍 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td>競技場敷地</td> <td>小吹町 2966-6</td> <td style="text-align: center;">331</td> <td style="text-align: center;">331.33</td> </tr> </tbody> </table> <p>固定資産台帳に計上されているが、公有財産台帳に計上されていない建物</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 40%;">施設名</th> <th style="width: 30%;">所在地</th> <th style="width: 25%;">取得時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>総合運動公園体育館大規模改造</td> <td>見川町 2256</td> <td style="text-align: center;">2017/3/31</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td>青柳公園整備事業</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2018/3/31</td> </tr> </tbody> </table>					施設名	所在地	公簿地籍 (㎡)	実測地籍 (㎡)	①	競技場敷地	小吹町 2966-6	331	331.33		施設名	所在地	取得時期	②	総合運動公園体育館大規模改造	見川町 2256	2017/3/31	③	青柳公園整備事業		2018/3/31
	施設名	所在地	公簿地籍 (㎡)	実測地籍 (㎡)																						
①	競技場敷地	小吹町 2966-6	331	331.33																						
	施設名	所在地	取得時期																							
②	総合運動公園体育館大規模改造	見川町 2256	2017/3/31																							
③	青柳公園整備事業		2018/3/31																							

<p>講じた措置 の内容等</p>	<p>①： 固定資産台帳と公有財産台帳に異なる内容が登録されていたため、令和3年度に固定資産台帳を修正した。</p> <p>②，③： 異動の内容が施設の改修等による資産価値の向上であり，面積の変更がないため，公有財産台帳に登録する必要がないものである。なお，固定資産台帳に登録されている施設名称が事業名になっていたため，令和3年度に修正した。</p>
-----------------------	---

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和2年度	所管課 (措置実施課)		財務部財政課		
報告書ページ	58	区分別 の番号	指摘事項	4		
			意見			
指摘事項等の内容	固定資産台帳価格について、再確認すべきこと					
	固定資産台帳の価格において、わんぱく・みとの台帳価額が以下のように付されている。取得価額について、再確認を行う必要がある					
		所在地	取得時期	取得価額(円)	面積(m ²)	単価(円)
	子育て支援・多世代交流センター	大町3丁目10-1	2006/8/10	27,541,984	432.54	63,675
		大町3丁目10-2	2006/8/10	1,706,207,193	1,064.00	1,603,578
		大町3丁目10-3	2010/3/31	7,269,774	114.17	63,675
大町3丁目10-4		2010/3/31	6,469,380	101.60	63,675	
講じた措置の内容等	決算資料を確認したところ、登録内容に誤りがあったため、令和3年度に固定資産台帳の登録内容を以下のとおり修正した。					
		所在地	取得時期	取得価額(円)	面積(m ²)	単価(円)
	子育て支援・多世代交流センター	大町3丁目10-1	2006/8/10	695,315,056	432.54	1,607,516
		大町3丁目10-2	2006/8/10	1,706,207,193	1,064.00	1,603,578
		大町3丁目10-3	2006/8/10	182,417,926	114.17	1,597,775
		大町3丁目10-4	2006/8/10	162,333,899	101.60	1,597,775

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和2年度	所管課 (措置実施課)	財務部財政課		
報告書ページ	69	区分別 の番号	指摘事項	5	
			意見		
指摘事項等 の内容	<p>適正な公有財産台帳及び固定資産台帳を整備すべきこと</p> <p>平成30年度末の公有財産台帳と固定資産台帳の突合を行った。その結果、以下の相違が見られた。相違の内容を調査し、適正に処理する必要がある。</p> <p>公有財産台帳に計上されているが、固定資産台帳に計上されていない土地</p>				
		施設名	所在地	公簿地籍 (㎡)	実測地籍 (㎡)
	①	排水路敷地	下野町 289-39	18	18.27
	②	排水路敷地	高田町 114-27	230	230.05
	③	都市下水路敷地	笠原町 841-28	43	43.17
	④	都市下水路敷地	見川2丁目 5-10	36	36.43
	⑤	見川4丁目調整池敷地	見川4丁目 414-36	65	65.76
	⑥	見川4丁目調整池敷地	見川4丁目 2099	241	1,964.36
	⑦	見川4丁目調整池敷地	見川4丁目 2100	204	
	⑧	見川4丁目調整池敷地	見川4丁目 2098-1	271	
	⑨	見川4丁目調整池敷地	見川4丁目 2101	740	
	⑩	見川4丁目調整池敷地	見川4丁目 2101-1	72	
⑪	見川4丁目調整池敷地	見川4丁目 2102	247		

	⑫	見川 4 丁目調 整池敷地	見川 4 丁目 2103-1	23	
	⑬	排 水 路 敷 地	米沢町 481-13	28	28.7
	⑭	排 水 路 敷 地	大塚町 1523-9	84	84.19
	⑮	都市下水路敷地	吉沢町 923-8	8.12	8.12
	⑯	都市下水路敷地	西原 1 丁目 3636- 14	7.43	7.43
講じた措置 の内容等	<p>①, ② : 確認した結果、固定資産台帳に計上されていた。</p> <p>③～⑭ : 固定資産台帳と公有財産台帳に異なる内容が登録されていたため、令和 3 年度に固定資産台帳を修正した。</p> <p>⑮ : 固定資産台帳への登録が漏れていたため、令和 3 年度に固定資産台帳への登録を行った。</p> <p>⑯ : 固定資産台帳と公有財産台帳に異なる内容が登録されていたため、令和 3 年度に固定資産台帳を修正した。</p>				

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和2年度	所管課 (措置実施課)		総務部財産活用課 財務部財政課
報告書ページ	84	区分別 の番号	指摘事項	6
指摘事項等 の内容	別紙のとおり			
講じた措置 の内容等	<p>1 : 公有財産台帳への二重計上が判明したため、令和3年度に公有財産台帳から削除した。</p> <p>2～5 : 固定資産台帳への登録が漏れていたため、令和3年度に固定資産台帳への登録を行った。</p> <p>6 : 固定資産台帳と公有財産台帳に異なる内容が登録されていたため、令和3年度に固定資産台帳を修正した。</p> <p>7 : 固定資産台帳への登録が漏れていたため、令和3年度に固定資産台帳への登録を行った。</p> <p>8 : 固定資産台帳と公有財産台帳に異なる内容が登録されていたため、令和3年度に固定資産台帳を修正した。</p> <p>9 : 固定資産台帳と公有財産台帳に異なる内容が登録されていたため、令和3年度に公有資産台帳を修正した。</p> <p>10～18 :</p>			

	<p>固定資産台帳と公有財産台帳に異なる内容が登録されていたため、令和3年度に固定資産台帳を修正した。</p> <p>19 : 固定資産台帳と公有財産台帳に異なる内容が登録されていたため、令和3年度に公有資産台帳を修正した。</p> <p>20～22 : 固定資産台帳と公有財産台帳に異なる内容が登録されていたため、令和3年度に固定資産台帳を修正した。</p> <p>23～27 : 固定資産台帳への登録が漏れていたため、令和3年度に固定資産台帳への登録を行った。</p> <p>28～63 : 固定資産台帳と公有財産台帳に異なる内容が登録されていたため、令和3年度に固定資産台帳を修正した。</p> <p>64 : 固定資産台帳への登録が漏れていたため、令和3年度に固定資産台帳への登録を行った。</p> <p>65 : 固定資産台帳と公有財産台帳に異なる内容が登録されていたため、令和3年度に固定資産台帳を修正した。</p> <p>66～73 : 固定資産台帳への登録が漏れていたため、令和3年度に固定資産台帳への登録を行った。</p> <p>74 : 固定資産台帳への登録が漏れていたため、令和元年度に固定資産台帳に登録した。</p>
--	--

別紙

適正な公有財産台帳及び固定資産台帳を整備すべきこと

平成 30 年度末の公有財産台帳と固定資産台帳の突合を行った。その結果、以下の相違が見られた。相違の内容を調査し、適正に処理する必要がある。

公有財産台帳に計上されているが、固定資産台帳に計上されていない土地

	施設名	所在地	公簿地籍(m ²)	実測地籍(m ²)
1	千波公園敷地(消防学校跡地)	千波町 627-74	一部	
2	逆川公園用地	米沢町 806-1	260	260.2
3	逆川公園用地	米沢町 806-2	311	311.96
4	逆川公園用地	米沢町 806-3	387	388.34
5	逆川公園用地	米沢町 806-4	267	267.83
6	米沢町代官山第 1 児童遊園	米沢町 477-16	647	647.92
7	米沢町代官山第 1 児童遊園	米沢町 477-29	26	26.11
8	双葉台 4 丁目 児童遊園	双葉台 4 丁目 562-26	346	346.7
9	酒門町東原第 5 児童遊園	酒門町 841-27	263	263.11
10	笠原町八ツ無地第 10 児童遊園	笠原町 841-27	555	555.64
11	酒門町東原第 6 児童遊園	酒門町 2958-15	271	271.45
12	酒門町東原第 6 児童遊園	酒門町 2961-2	49	49.45
13	酒門町東原第 6 児童遊園	酒門町 2962-2	252	252.9
14	酒門町東原第 6 児童遊園	酒門町 2962-3	440	440.38
15	酒門町東原第 6 児童遊園	酒門町 2980-8	16	16.08
16	笠原町下組第 5 児童遊園	笠原町 8-39	479	479.12
17	見川 4 丁目第 3 児童遊園	見川 4 丁目 28-54	230	230.08
18	見川 2 丁目第 5 児童遊園	見川 2 丁目 227-6	218	218.26
19	見川 2 丁目第 5 児童遊園	見川 2 丁目 227-6	16	16.59
20	見川 4 丁目第 2 児童遊園	見川 4 丁目 405-29	930	930.47

21	見川 4 丁目第 2 児童遊園	見川 4 丁目 412-11	11	11.34
22	河和田町水窪第 2 児童遊園	河和田町 321-25	312	312.21
23	見川 4 丁目第 2 児童遊園	見川 4 丁目 2139	16	16.59
24	米沢町代官山下第 1 児童公園	米沢町 868	57	57.23
25	常磐の杜第 3 街区公園	元石川町 3455	161	161.43
26	河和田水窪第 2 児童遊園	河和田町 5071	31	31.62
27	見川 2 丁目第 5 児童遊園	見川 2 丁目 3124	31	31.44
28	公園用地	北見町 608-18	116.27	116.27
29	(仮称)常磐の杜第 3 街区公園	元石川町 2009-5	352	352.94
30	(仮称)常磐の杜第 3 街区公園	元石川町 2217-33	3,471	3,471.04
31	(仮称)常磐の杜第 3 街区公園	元石川町 2219-1	715	715.22
32	(仮称)常磐の杜第 3 児童遊園	元石川町 2227-140	644	644.93
33	(仮称)常磐の杜第 3 児童遊園	元石川町 2227-162	50	50.59
34	(仮称)常磐の杜第 4 児童遊園	元石川町 2224-86	0.97	0.97
35	(仮称)常磐の杜第 4 児童遊園	元石川町 2230-6	491	491.71
36	(仮称)常磐の杜緑地	元石川町 2009-1	18,362	18,362.48
37	(仮称)常磐の杜緑地	元石川町 2009-20	206	206.93
38	(仮称)常磐の杜緑地	元石川町 2215-9	1,062	1,062.65
39	(仮称)常磐の杜緑地	元石川町 2215-8	206	206.93
40	(仮称)常磐の杜緑地	元石川町 2216-1	2,482	2,482.02
41	(仮称)常磐の杜緑地	元石川町 2217-30	782	782.07
42	(仮称)常磐の杜緑地	元石川町 2217-31	103	103.58
43	(仮称)常磐の杜緑地	元石川町 2217-34	2,095	2,095.57
44	(仮称)常磐の杜緑地	元石川町 2217-36	0.3	0.3
45	(仮称)常磐の杜緑地	元石川町 2217-3	182	182.77
46	(仮称)常磐の杜緑地	元石川町 2217-5	1,036	1,036.67
47	(仮称)常磐の杜緑地	元石川町 2219-2	180	180.14
48	(仮称)常磐の杜緑地	元石川町 2221-54	888	888.77
49	(仮称)常磐の杜緑地	元石川町 2221-55	105	105.03

50	(仮称)常磐の杜緑地	元石川町 2221-3	53	53.36
51	(仮称)常磐の杜緑地	元石川町 2224-83	1,708	1,708.21
52	(仮称)常磐の杜緑地	元石川町 2224-84	138	138.88
53	(仮称)常磐の杜緑地	元石川町 2224-87	1,946	1,946.03
54	(仮称)常磐の杜緑地	元石川町 2230-9	1,077	1,077.91
55	(仮称)常磐の杜緑地	元石川町 2231-5	272	272
56	(仮称)常磐の杜緑地	元石川町 2233-2	1,064	1,064
57	(仮称)常磐の杜緑地	元石川町 2235-4	126	126.55
58	(仮称)常磐の杜緑地	元石川町 2235-6	2,860	2,860.07
59	(仮称)常磐の杜緑地	元石川町 2241-28	257	257.85
60	(仮称)常磐の杜緑地	元石川町 2248-4	24	24.04
61	(仮称)石川三丁目第 1 児童遊園	石川 3 丁目 4149-24	182	182.63
62	(仮称)西原一丁目児童遊園	西原 1 丁目 3638-2	119	119.98
63	(仮称)笠原町下組第 6 児童遊園	笠原町 36-24	206	206.78
64	(仮称)卸売団地公園敷地	笠原町 644-18	28	28
65	小澤の滝緑地	北見町 608-19	87.9	87.9
66	(仮称)石川町上北谷津児童遊園	石川町 3880-22	154	154.94
67	(仮称)内原町長田第 3 児童遊園	内原町 1497-212	602	602.04
68	(仮称)常磐の杜緑地	元石川町 2210-5	505	505.58
69	(仮称)常磐の杜緑地	元石川町 2210-6	753	753.84
70	(仮称)常磐の杜緑地	元石川町 2216-18	321	321.4
71	(仮称)常磐の杜緑地	元石川町 2216-19	95	95.12
72	(仮称) 東部公園	渋井町 799	528	528
73	(仮称) 東部公園	渋井町 848	904	904

公有財産台帳に計上されているが、固定資産台帳に計上されていない建物

	施設名	所在地	延床面積	取得時期
74	千波公園トイレ	千波町 3080	58.15	2019/3/15

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和2年度	所管課 (措置実施課)	財務部財政課																																														
報告書ページ	90	区分別 の番号	指摘事項	8																																													
			意見																																														
指摘事項等 の内容	<p>適正な公有財産台帳及び固定資産台帳を整備すべきこと</p> <p>平成30年度末の公有財産台帳と固定資産台帳の突合を行った。その結果、以下の相違が見られた。相違の内容を調査し、適正に処理する必要がある。</p> <p>公有財産台帳に計上されているが、固定資産台帳に計上されていない土地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>公簿地籍 (㎡)</th> <th>実測地籍 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>河和田住宅敷地</td> <td>河和田2丁目 2232-115</td> <td>1,854</td> <td>1,854.91</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>河和田住宅敷地</td> <td>河和田2丁目 2232-116</td> <td>6,988.9</td> <td>6,881.32</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>河和田住宅敷地</td> <td>河和田2丁目 2232-117</td> <td>6,988.9</td> <td>6,988.9</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>河和田住宅敷地</td> <td>河和田2丁目 2232-118</td> <td>5,423</td> <td>5,423.14</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>河和田住宅敷地</td> <td>河和田2丁目 2232-119</td> <td>226</td> <td>226.36</td> </tr> </tbody> </table> <p>固定資産台帳に計上されているが、公有財産台帳に計上されていない土地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>実測地積 (㎡)</th> <th>取得時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑥</td> <td>河和田住宅敷地</td> <td>河和田2丁目 2232-77</td> <td>58.69</td> <td>2016/3/31</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>河和田住宅敷地</td> <td>河和田2丁目 2232-78</td> <td>173.03</td> <td>2016/3/31</td> </tr> </tbody> </table>					施設名	所在地	公簿地籍 (㎡)	実測地籍 (㎡)	①	河和田住宅敷地	河和田2丁目 2232-115	1,854	1,854.91	②	河和田住宅敷地	河和田2丁目 2232-116	6,988.9	6,881.32	③	河和田住宅敷地	河和田2丁目 2232-117	6,988.9	6,988.9	④	河和田住宅敷地	河和田2丁目 2232-118	5,423	5,423.14	⑤	河和田住宅敷地	河和田2丁目 2232-119	226	226.36		施設名	所在地	実測地積 (㎡)	取得時期	⑥	河和田住宅敷地	河和田2丁目 2232-77	58.69	2016/3/31	⑦	河和田住宅敷地	河和田2丁目 2232-78	173.03	2016/3/31
		施設名	所在地	公簿地籍 (㎡)	実測地籍 (㎡)																																												
	①	河和田住宅敷地	河和田2丁目 2232-115	1,854	1,854.91																																												
	②	河和田住宅敷地	河和田2丁目 2232-116	6,988.9	6,881.32																																												
	③	河和田住宅敷地	河和田2丁目 2232-117	6,988.9	6,988.9																																												
	④	河和田住宅敷地	河和田2丁目 2232-118	5,423	5,423.14																																												
	⑤	河和田住宅敷地	河和田2丁目 2232-119	226	226.36																																												
		施設名	所在地	実測地積 (㎡)	取得時期																																												
	⑥	河和田住宅敷地	河和田2丁目 2232-77	58.69	2016/3/31																																												
	⑦	河和田住宅敷地	河和田2丁目 2232-78	173.03	2016/3/31																																												

	公有財産台帳に計上されているが、固定資産台帳に計上されていない建物				
		施設名	所在地	延床面積 (㎡)	取得時期
	⑧	河和田住宅 318 棟	河和田 3 丁目 2536	2,162.37	2018/12/17
	固定資産台帳に計上されているが、公有財産台帳に計上されていない建物				
	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	取得時期	
⑨	砂久保住宅	新荘 2 丁目 3203-13	158	1953/3/31	
⑩	砂久保住宅	新荘 2 丁目 3203-13	158	1953/3/31	
⑪	砂久保住宅	新荘 2 丁目 3203-13	317	1953/3/31	
講じた措置 の内容等	①～③： 固定資産台帳への登録が漏れていたため、令和3年度に固定資産台帳への登録を行った。				
	④： 公有財産台帳からの削除が漏れていたため、令和元年度に公有資産台帳から削除した。				
	⑤： 固定資産台帳への登録が漏れていたため、令和3年度に固定資産台帳への登録を行った。				
	⑥, ⑦： 財産の処分を行ったため、令和元年度に固定資産台帳から削除した。				
	⑧： 固定資産台帳と公有財産台帳に異なる内容が登録されていたため、令和3年度に固定資産台帳を修正した。				
	⑨～⑪： 財産の処分を行ったため、令和元年度に固定資産台帳から削除した。				

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和2年度	所管課 (措置実施課)	財務部財政課		
報告書ページ	95	区分別 の番号	指摘事項	10	
			意見		
指摘事項等 の内容	<p>適正な公有財産台帳及び固定資産台帳を整備すべきこと</p> <p>平成30年度末の公有財産台帳と固定資産台帳の突合を行った。その結果、以下の相違が見られた。相違の内容を調査し、適正に処理する必要がある。</p> <p>公有財産台帳に計上されているが、固定資産台帳に計上されていない土地</p>				
		施設名	所在地	公簿地籍 (㎡)	実測地籍 (㎡)
	①	防火水槽敷地	笠原町 681-1	34	34.67
	②	防火水槽敷地	酒門町 2958-47	37	37.56
	③	防火水槽敷地	酒門町 2965-28	27	27.75
	④	防火水槽敷地	見川 4 丁目 28-56	27	27.91
	⑤	防火水槽敷地	元石川町 2217-35	35	35.72
	⑥	防火水槽敷地	元石川町 2235-7	34	34.95
	⑦	防火水槽敷地	笠原町 8-38	64	64.75
	⑧	防火水槽敷地	石川町 3880-20	27	27.72
	⑨	防火水槽敷地	笠原町 36-26	27	27.97
	⑩	防火水槽敷地	河和田 3 丁目 2570-10	41	41.05
	⑪	防火水槽敷地	内原町 1497-213	28	28.74
	⑫	防火水槽敷地	西原 1 丁目 3638-4	29	29.01

<p>講じた措置 の内容等</p>	<p>①～⑫： 固定資産台帳と公有財産台帳に異なる内容が登録されていたため、令和3年度に固定資産台帳を修正した。</p>
-----------------------	--

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和 2 年度	所管課 (措置実施課)	財務部財政課									
報告書ページ	96	区分別 の番号	指摘事項	11								
			意見									
指摘事項等 の内容	<p>適正な公有財産台帳及び固定資産台帳を整備すべきこと</p> <p>平成 30 年度末の公有財産台帳と固定資産台帳の突合を行った。その結果、以下の相違が見られた。相違の内容を調査し、適正に処理する必要がある。</p> <p>公有財産台帳に計上されているが、固定資産台帳に計上されていない土地</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">施設名</th> <th style="width: 25%;">所在地</th> <th style="width: 25%;">延床面積(m²)</th> <th style="width: 25%;">取得時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校給食共同調理場</td> <td>河和田町 796</td> <td style="text-align: center;">16.04</td> <td style="text-align: center;">2019/3/29</td> </tr> </tbody> </table>				施設名	所在地	延床面積(m ²)	取得時期	学校給食共同調理場	河和田町 796	16.04	2019/3/29
施設名	所在地	延床面積(m ²)	取得時期									
学校給食共同調理場	河和田町 796	16.04	2019/3/29									
講じた措置 の内容等	<p>固定資産台帳と公有財産台帳に異なる内容が登録されていたため、令和 3 年度に固定資産台帳を修正した。</p>											

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和2年度	所管課 (措置実施課)	財務部財政課									
報告書ページ	98	区分別 の番号	指摘事項	12								
			意見									
指摘事項等 の内容	<p>適正な公有財産台帳及び固定資産台帳を整備すべきこと</p> <p>平成30年度末の公有財産台帳と固定資産台帳の突合を行った。その結果、以下の相違が見られた。相違の内容を調査し、適正に処理する必要がある。</p> <p>公有財産台帳に計上されているが、固定資産台帳に計上されていない土地</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">所在地</th> <th style="text-align: center;">公簿地籍(m²)</th> <th style="text-align: center;">実測地籍(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">城東保育所駐車場</td> <td style="text-align: center;">城東2丁目 16-1</td> <td style="text-align: center;">1,232</td> <td style="text-align: center;">1,232.16</td> </tr> </tbody> </table>				施設名	所在地	公簿地籍(m ²)	実測地籍(m ²)	城東保育所駐車場	城東2丁目 16-1	1,232	1,232.16
施設名	所在地	公簿地籍(m ²)	実測地籍(m ²)									
城東保育所駐車場	城東2丁目 16-1	1,232	1,232.16									
講じた措置 の内容等	<p>固定資産台帳と公有財産台帳に異なる内容が登録されていたため、令和4年度に固定資産台帳を修正した。</p>											

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和2年度	所管課 (措置実施課)	財務部財政課	
報告書ページ	103	区分別 の番号	指摘事項	13
			意見	
指摘事項等 の内容	別紙のとおり			
講じた措置 の内容等	<p>①～④： 固定資産台帳への登録が漏れていたため、令和3年度に固定資産台帳への登録を行った。</p> <p>⑤～⑩： 財産の処分を行ったため、令和元年度に固定資産台帳から削除した。</p> <p>⑪～⑬： 固定資産台帳への登録が漏れていたため、令和3年度に固定資産台帳への登録を行った。</p> <p>⑭～⑯： ⑳～㉔と同一の資産であるが、固定資産台帳と公有財産台帳に異なる内容が登録されていたため、令和3年度に固定資産台帳を修正した。</p> <p>㉕： 固定資産台帳への登録が漏れていたため、令和3年度に固定資産台帳への登録を行った。</p> <p>⑳～㉔： 財産の処分を行ったため、令和元年度に固定資産台帳から削除した。</p> <p>㉕～㉔： ⑭～⑯と同一の資産であるが、固定資産台帳と公有財産台帳に異なる内容が登録されていたため、令和3年度に固定資産台帳を修正した。</p>			

④⑥, ④⑦ :

異動の内容が施設の改修等による資産価値の向上であり、面積の変更がないため、公有財産台帳上の情報を変更する必要がないものである。
なお、固定資産台帳に登録されている施設名称が事業名になっているため、令和3年度に台帳の修正作業を行った。

別紙

適正な公有財産台帳及び固定資産台帳を整備すべきこと

平成 30 年度末の公有財産台帳と固定資産台帳の突合を行った。その結果、以下の相違が見られた。相違の内容を調査し、適正に処理する必要がある。

公有財産台帳に計上されているが、固定資産台帳に計上されていない土地

	施設名	所在地	公簿地籍(m ²)	実測値積(m ²)
①	梅が丘小学校敷地	姫子 1 丁目 4380	58	58.26
②	第五中学校敷地	堀町 2668	552	552.72
③	渡里小学校敷地	堀町 454-7	95	95.58
④	渡里小学校敷地	堀町 466-10	40	40.17

固定資産台帳に計上されているが、公有財産台帳に計上されていない土地

	施設名	所在地	実測地積(m ²)	取得時期
⑤	第三中学校敷地	朝日町 2775-2	304.92	2016/3/31
⑥	第三中学校敷地	朝日町 2775-2	329.60	2016/3/31
⑦	第三中学校敷地	朝日町 2811-2	366.42	2016/3/31
⑧	第三中学校敷地	朝日町 2882-3	260.50	2016/3/31
⑨	第三中学校敷地	浜田町 17-2	275.33	2016/3/31
⑩	第三中学校敷地	浜田町 19-3	440.73	1995/3/31

公有財産台帳に計上されているが、固定資産台帳に計上されていない建物

	施設名	所在地	延床面積(m ²)	取得時期
⑪	大場小学校体育倉庫	大場町 2489	49.68	2018/3/15
⑫	鯉淵小学校体育倉庫	鯉淵町 3000	49.68	2017/10/10
⑬	大場小学校トイレ	大場町 2489	25.25	2018/3/15
⑭	大場小学校屋内運動場	大場町 2489	1057	2016/2/1
⑮	見川中学校・見川小学校屋	見川 2 丁目 98	3410	2018/3/15

	内運動場・武道場・給食室			
⑯	見川中学校校舎	見川 2 丁目 98	7517	2016/5/15
⑰	鯉淵小学校トイレ	鯉淵町 3000	9.94	2018/8/29

固定資産台帳に計上されているが、公有財産台帳に計上されていない建物

	施設名	所在地	延床面積(m ²)	取得時期
⑱	下大野幼稚園園舎	塩崎町 666	120	168/3/1
⑲	下大野幼稚園園舎	塩崎町 666	76	1972/3/1
⑳	下大野幼稚園園舎	塩崎町 666	86	1981/2/1
㉑	下大野幼稚園便所	塩崎町 666	12	1968/3/1
㉒	下大野小学校体育倉庫	塩崎町 666	19	1966/12/1
㉓	山根小学校物置	全隈町 261	10	1971/1/30
㉔	山根小学校便所	全隈町 261	25	1977/9/4
㉕	山根小学校特別活動棟	全隈町 261	200	1966/3/16
㉖	山根小学校プール更衣室	全隈町 261	19	1983/8/8
㉗	大場小学校体育館	大場町 2475	327	1966/2/1
㉘	大場小学校物置	大場町 2475	13	1972/6/1
㉙	見川中学校校舎	見川 2 丁目 100	1,532	1971/3/31
㉚	見川中学校燃料倉庫	見川 2 丁目 100	5	1971/3/31
㉛	見川中学校体育館	見川 2 丁目 100	620	1972/2/25
㉜	見川中学校給食荷受所	見川 2 丁目 100	16	1972/10/26
㉝	見川中学校校舎	見川 2 丁目 100	611	1974/3/20
㉞	見川中学校部室	見川 2 丁目 100	49	1974/11/28
㉟	見川中学校校舎	見川 2 丁目 100	1,409	1977/3/31
㊱	見川中学校校舎	見川 2 丁目 100	1,710	1979/8/8
㊲	見川中学校体育館	見川 2 丁目 100	400	1980/3/7
㊳	鯉淵小学校校舎	鯉淵町 3000	1,211	1971/3/1
㊴	鯉淵小学校校舎	鯉淵町 3000	889	1972/2/1
㊵	鯉淵小学校校舎	鯉淵町 3000	1,002	1982/3/1

④①	鯉淵小学校給食室	鯉淵町 3000	120	1982/3/1
④②	見川中学校校舎改築	見川 2 丁目 100		2017/3/31
④③	大場小学校体育館改築	大場町 2475		2017/3/31
④④	見川小学校屋内運動場	水戸市		2018/3/31
④⑤	見川中学校屋内運動場	水戸市		2018/3/31
④⑥	下大野小学校長寿命化改良	水戸市		2018/3/31
④⑦	浜田小学校屋内運動場長寿命化改良	水戸市		2018/3/31

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和2年度	所管課 (措置実施課)	財務部財政課									
報告書ページ	106	区分別 の番号	指摘事項	14								
			意見									
指摘事項等 の内容	<p>適正な公有財産台帳及び固定資産台帳を整備すべきこと</p> <p>平成30年度末の公有財産台帳と固定資産台帳の突合を行った。その結果、以下の相違が見られた。相違の内容を調査し、適正に処理する必要がある。</p> <p>固定資産台帳に計上されているが、公有財産台帳に計上されていない土地</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">施設名</th> <th style="width: 25%;">所在地</th> <th style="width: 25%;">延床面積(㎡)</th> <th style="width: 25%;">取得時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>少年自然の家改築</td> <td>全隈町80-1</td> <td></td> <td>2017/1/21</td> </tr> </tbody> </table>				施設名	所在地	延床面積(㎡)	取得時期	少年自然の家改築	全隈町80-1		2017/1/21
施設名	所在地	延床面積(㎡)	取得時期									
少年自然の家改築	全隈町80-1		2017/1/21									
講じた措置 の内容等	<p>異動の内容が施設の改修等による資産価値の向上であり、面積の変更がないため、公有財産台帳上の情報を変更する必要がないものである。なお、固定資産台帳に登録されている施設名称が事業名になっているため、令和3年度に台帳の修正作業を行った。</p>											

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和2年度	所管課 (措置実施課)	財務部財政課															
報告書ページ	107	区分別 の番号	指摘事項	15														
			意見															
指摘事項等 の内容	適正な公有財産台帳及び固定資産台帳を整備すべきこと																	
	<p>平成30年度末の公有財産台帳と固定資産台帳の突合を行った。その結果、以下の相違が見られた。相違の内容を調査し、適正に処理する必要がある。</p> <p>公有財産台帳に計上されているが、固定資産台帳に計上されていない土地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>公簿地籍 (㎡)</th> <th>実測地籍 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>二の丸角櫓・土塀 (附属小側)</td> <td>三の丸2丁目 1-420</td> <td>11,981</td> <td>11,981.38</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>土塀(二中側)</td> <td>三の丸2丁目 1-420</td> <td>1,222</td> <td>1,222.41</td> </tr> </tbody> </table>					施設名	所在地	公簿地籍 (㎡)	実測地籍 (㎡)	①	二の丸角櫓・土塀 (附属小側)	三の丸2丁目 1-420	11,981	11,981.38	②	土塀(二中側)	三の丸2丁目 1-420	1,222
	施設名	所在地	公簿地籍 (㎡)	実測地籍 (㎡)														
①	二の丸角櫓・土塀 (附属小側)	三の丸2丁目 1-420	11,981	11,981.38														
②	土塀(二中側)	三の丸2丁目 1-420	1,222	1,222.41														
講じた措置 の内容等	<p>①, ②: 固定資産台帳への登録が漏れていたため、令和3年度に固定資産台帳への登録を行った。</p>																	

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和 2 年度	所管課 (措置実施課)	財務部財政課									
報告書ページ	109	区分別 の番号	指摘事項	16								
			意見									
指摘事項等 の内容	<p>適正な公有財産台帳及び固定資産台帳を整備すべきこと</p> <p>平成 30 年度末の公有財産台帳と固定資産台帳の突合を行った。その結果、以下の相違が見られた。相違の内容を調査し、適正に処理する必要がある。</p> <p>固定資産台帳に計上されているが、公有財産台帳に計上されていない土地</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">施設名</th> <th style="width: 20%;">所在地</th> <th style="width: 20%;">延床面積 (㎡)</th> <th style="width: 30%;">取得時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央図書館図書館整備事業</td> <td>水戸市</td> <td></td> <td>2018/3/31</td> </tr> </tbody> </table>				施設名	所在地	延床面積 (㎡)	取得時期	中央図書館図書館整備事業	水戸市		2018/3/31
施設名	所在地	延床面積 (㎡)	取得時期									
中央図書館図書館整備事業	水戸市		2018/3/31									
講じた措置 の内容等	<p>異動の内容が施設の改修等による資産価値の向上であり、面積の変更がないため、公有財産台帳上の情報を変更する必要がないものである。なお、固定資産台帳に登録されている施設名称が事業名になっているため、令和 4 年度に台帳の修正作業を行った。</p>											

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和2年度	所管課 (措置実施課)	生活環境部環境保全課 総務部財産活用課	
報告書ページ	117	区分別 の番号	指摘事項 意見	23
指摘事項等 の内容	<p>太陽光発電について、貸付期間について整理すべきこと</p> <p>市は、平成25年度及び平成26年度において、「水戸市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市有地及び市有施設の有効活用を目的として太陽光発電事業者へ貸付を行っている。</p> <p>この太陽光発電事業者への貸付にあたっては、太陽光発電事業者において多額の設備投資が必要なこと及び売電固定価格の買取期間が20年であることから、事業期間を20年とする協定書を締結している。</p> <p>一方、市は、規則第212条第1項で、貸付期間を以下のように定めている。</p> <p>(1) 植樹を目的として、土地及び土地の定着物(建物を除く。以下同じ。)を貸し付ける場合は、40年</p> <p>(2) 借地借家法(平成3年法律第90号)第22条の規定による定期借地権を設定して土地及びその土地の定着物を貸し付ける場合は、50年</p> <p>(3) 前号の場合を除くほか、建物の所有を目的として、土地及びその土地の定着物を貸し付ける場合は、30年</p> <p>(4) 前3号に規定する場合のほか、土地及び土地の定着物を貸し付ける場合は、10年</p> <p>(5) 建物その他の普通財産を貸し付ける場合は、5年</p> <p>太陽光発電事業者への貸付にあたっては、市は、同条の5号の規定に該当すると判断し、契約書上は、契約期間を5年とした上で、協定期間内においては更新できるとして扱っている。</p> <p>契約の更新は規則で許容されている(規則第212条第3項)ものであるが、協定書で20年間という期間が、実質上の契約期間であるものと判断される。</p> <p>そもそも、規則第212条では、太陽光発電事業への行政財産の屋上や建物以外の構築物などへ付帯物への貸付は想定されていない条文となっているものと考えられる。</p> <p>規則等が実態にそぐわない新しい事象が発生した場合においては、形</p>			

	<p>式的に対応させることなく、実質に即して対応できるよう、規則等 の見直しを図るよう努める必要がある。</p>
講じた措置 の内容等	<p>指摘のあった太陽光発電事業への行政財産の貸付に係る規則等の見直しについては、水戸市財務規則の一部を改正し、第 212 条第 1 項に「太陽光発電事業を目的として、公有財産を貸し付ける場合は、20 年」という一文を追加した。</p>

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和2年度	所管課 (措置実施課)	総務部財産活用課	
報告書ページ	145	区分別 の番号	指摘事項 意見	29
指摘事項等 の内容	<p>貸付地の適切な管理を指導していくべきこと</p> <p>茨城県内水面漁業協同組合連合会に対して、水戸市東野町字南谷津694番の一部、貸地面積 7,214.25 m²を無償で貸付を行っている。</p> <p>当該貸付地は、同連合会の営む養魚場として活用するために行われたものであった。しかし、現在、同連合会は、養魚場としての事業を行っておらず、現地を視察すると、まったく管理されていないように見える状況であった。</p> <p>当該地は、地方分権一括法により国より一括譲与された土地の一つであり、譲与前は茨城県より無償貸与を受けていたものである。水戸市譲与後、水戸市との契約に際し工作物の減価償却期間につき無償による貸付の継続要望を受け、県との契約内容に準じ無償貸付としているものである。</p> <p>同連合会との貸付契約書において、「借受人は、土地及び上水道供給装置を善良なる管理者の注意を持って維持管理しなければならない。」としているのに対し、現況の状況を見ると、放置され、遵守されているようには見られない。</p> <p>工作物の存在を根拠に無償にて放置されている状況は、市の財産管理として適切なものではなく、借地人が適正に管理を行うよう指導を行っていく必要がある。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>借地人に対して、施設の除草を実施する等、適切に維持管理するように指導を行った。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和2年度	所管課 (措置実施課)	総務部財産活用課 水道部経理課	
報告書ページ	147	区分別 の番号	指摘事項 意見	15
指摘事項等 の内容	<p>会計換えについて検討されたいこと</p> <p>水戸市上下水道事業管理者に対し、楮川ダム（162,405.00㎡）及び内原浄水場敷（6,564.00㎡）を無償貸与にて、普通財産の貸付を行っている。</p> <p>水道事業は企業会計を採用し、一般会計と会計は異にするものではあるが、どちらも市の属するものであり、施設が建設され継続的に使用されている状況において、普通財産とし整理・開示されている状況は、市の財産の状況を適切に表しているものか疑問が残る。</p> <p>市には、会計換えの規定が存在し、原則、有償とはされているが、市長が認める場合は無償での会計換えも認められることから、水道事業での用途廃止後に無償で一般会計に会計換えをすることを前提に、上下水道事業管理者に会計換えをすることも、整理・開示をしていく上で合理的であると考えられることから、検討されたい。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>楮川ダム及び内原浄水場敷について、水道部に無償で所管換えできないか関係各課で検討したが、財務規則第216条第2項の規定による市長が認める場合に該当せず、有償での所管換えが必要であると整理された。</p> <p>楮川ダムについては、水道事業を運営する上で、今後も引き続き使用する重要な施設であることから、使用貸借契約の期間が満了（令和3年1月18日）になる前に、使用貸借契約を継続した。</p> <p>一方で内原浄水場敷の水道施設については、令和3年度に水道事業認可変更届出により休止から廃止に見直し、未利用財産として位置付けた。</p> <p>当該敷を市へ返却する場合には、水道施設を膨大な費用を投じて撤去し、更地にする必要があることから、水道事業としては施設の一部を倉庫及び書庫として利用している。</p> <p>また、当該敷は一筆の土地を水戸市上下水道事業管理者のほか茨城県及び自治会の3者と使用貸借契約をしているため、所管換えするには土地を分筆する必要があり、土地家屋調査士へ分筆登記を依頼する費用が発生することから、使用貸借契約を継続することが合理的である。</p> <p>今後については、両施設ともに使用貸借契約を継続していく。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和2年度	所管課 (措置実施課)	都市計画部公園緑地課	
報告書ページ	164	区分別 の番号	指摘事項 意見	19
指摘事項等 の内容	<p>(ii) 取得された土地の早期活用を検討すべきこと</p> <p>公園緑地課事業の備前堀都市緑地用地(平成18年取得)が基金で取得され、長期にわたり、本来用途に供されていない。</p> <p>また、平成29年に取得し、平成29年に竣工した公園緑地課の拡張用地についても、公園自体の拡張利用は開始されていない。</p> <p>当初、用途達成の見込みについて再検討を行い、取得した土地の早期の活用を検討すべきである。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>意見にあったことについては、下記のとおりです。</p> <p>(1) 備前堀都市緑地用地について</p> <p>備前堀都市緑地用地については、当初備前堀の観光客などのための駐車場を兼ねた緑地として整備することを目的に用地を取得したが、近隣の水戸市本町子育て支援・多世代交流センターにおいて、イベント時などにおける施設利用者の駐車場が不足していることから、当該用地を駐車場として整備を行うため、こども政策課へ移管を行った。</p> <p>(2) 植物公園拡張用地について</p> <p>当該用地は現在、借地契約している他の土地と合わせて、植物公園内の小池、中池の借景用地として、維持保全を目的とした活用を行っている。今後、借地しているその他の土地についても、地権者の要望に応じて用地取得を進める予定である。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和2年度	所管課 (措置実施課)	市民協働部文化交流課	
報告書ページ	185	区分別 の番号	指摘事項 意見	34
指摘事項等 の内容	<p>備品ラベル代替の管理資料を作成すべきこと</p> <p>水戸芸術館に保管している物品については芸術作品ということもあり備品ラベルが貼付されていない。保管場所についても作品により保管方法等異なるものがあるため、どの作品がどこにあるのか整理されていない。担当者の説明によると所蔵作品についての管理資料は作成中であり、所蔵作品の管理は担当者が把握しているとのことであった。物品の管理について属人的な管理となっている場合、その職員の異動等により担当者が変更された際に適切な引継ぎがなされず物品の管理が不十分となる恐れがある。備品ラベルの貼付が困難な物品については早急に管理資料を作成すべきである。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>指摘の作品については、令和2年度に文化交流課へ移管し、令和3年度に管理資料を作成した。</p>			

包括外部監査の結果に係る措置状況

監査実施年度	令和2年度	所管課 (措置実施課)	教育委員会中央図書館	
報告書ページ	186	区分別 の番号	指摘事項	23
			意見	
指摘事項等 の内容	<p>(iii) 処分を検討すべきこと</p> <p>直近の利用実績がなく、今後の利用可能性が不明な物品を保有している。</p> <p>OHP やスライド映写機という直近の利用実績がなく、今後の利用について見込みのない物品があった。過去に購入した物品であるからといってそのまま利用見込みも不明のまま保有を続けることは保管場所の確保や物品の管理コストを考慮すると、文化的な価値を有するため市が保有するといった明確な保有目的がない場合には市が保有を続けることの合理性は乏しい。</p> <p>そのため、市として保有する明確な目的のない物品については売却や寄付などの処分を検討すべきである。</p>			
講じた措置 の内容等	<p>所有する物品について調査、検討を行い、利用見込みのないOHP 2台及び故障したスライド映写機3台について、廃棄処理を行った。</p>			